



HYOSHIN

Disclosure 2024

資料情報編

Disclosure 2024

資料情報編

C O N T E N T S

資料編(財務内容)

- 財務諸表 02
- 主な経営指標 07
- 預金・貸出金 08
- 有価証券に関する指標 10
- その他の経営指標 13
- 子会社等に関する事項 16
- 自己資本の充実の状況について 20

営業のご案内

- 手数料一覧 30

地域密着をめざして

- お客さま満足度調査の実施報告 32



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたぐさんの丸はテクノロジーとともにお客さまのニーズにお応えしながら、お客さまとともに歩みつけていくひょうしんと、お客さまの未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
現金	12,045	10,772
預け金	158,584	157,051
買入金銭債権	5,020	4,472
金銭の信託	2,224	1,426
有価証券	238,469	254,016
国債	3,753	7,941
地方債	34,349	35,098
社債	73,522	74,330
株式	116	116
その他の証券	126,726	136,529
貸出金	315,572	314,177
割引手形	1,805	1,855
手形貸付	5,405	5,867
証書貸付	302,377	299,977
当座貸越	5,983	6,477
その他資産	4,365	5,759
未決済為替貸	177	386
信金中金出資金	3,155	4,125
前払費用	—	1
未収収益	676	851
金融派生商品	—	2
その他の資産	356	393
有形固定資産	6,599	6,494
建物	1,227	1,207
土地	4,564	4,548
リース資産	82	83
その他の有形固定資産	724	655
無形固定資産	148	131
ソフトウェア	100	94
リース資産	48	37
前払年金費用	76	133
繰延税金資産	302	337
債務保証見返	137	126
貸倒引当金	△ 3,766	△ 3,959
一般貸倒引当金	△ 613	△ 645
個別貸倒引当金	△ 3,152	△ 3,314
資産の部合計	739,781	750,941

■負債の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
預金積金	708,765	715,922
当座預金	45,679	46,898
普通預金	330,132	340,102
貯蓄預金	241	213
通知預金	647	611
定期預金	318,608	316,216
定期積金	9,302	8,347
その他の預金	4,153	3,533
借入金	1,087	919
借入金	1,087	919
その他負債	1,066	1,108
未決済為替借	237	406
未払費用	348	316
給付補填備金	10	8
未払法人税等	11	11
前受収益	40	38
払戻未済金	13	17
払戻未済持分	3	4
金融派生商品	6	—
リース債務	131	120
資産除去債務	67	67
その他の負債	194	117
賞与引当金	296	307
預金払戻損失引当金	38	46
偶発損失引当金	121	122
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	137	126
負債の部合計	712,036	719,076

■純資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
出資金	2,404	2,418
普通出資金	2,404	2,418
利益剰余金	30,106	31,856
利益準備金	2,427	2,427
(うち利益準備金限度超過積立金)	(22)	(8)
その他利益剰余金	27,679	29,429
特別積立金	23,100	23,100
当期末処分剰余金	4,579	6,329
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	32,510	34,274
その他有価証券評価差額金	△ 5,512	△ 3,156
土地再評価差額金	746	746
評価・換算差額等合計	△ 4,765	△ 2,410
純資産の部合計	27,744	31,864
負債及び純資産の部合計	739,781	750,941

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常収益	10,357,382	10,317,987
資金運用収益	7,428,542	7,742,037
貸出金利息	4,112,326	4,059,891
預け金利息	200,839	299,555
コールローン利息	4,749	—
有価証券利息配当金	2,996,664	3,275,911
その他の受入利息	113,962	106,678
役員取引等収益	1,140,743	1,151,093
受入為替手数料	367,778	355,941
その他の役員収益	772,965	795,152
その他業務収益	938,329	911,554
国債等債券売却益	873,556	863,899
国債等債券償還益	312	42
金融派生商品収益	14,184	8,984
その他の業務収益	50,275	38,627
その他経常収益	849,766	513,301
貸倒引当金戻入益	307,799	—
償却債権取立益	127,290	122,305
株式等売却益	287,099	235,344
金銭の信託運用益	50,502	70,177
その他の経常収益	77,073	85,473
経常費用	8,859,606	8,489,956
資金調達費用	143,141	154,964
預金利息	127,261	140,783
給付補填備金繰入額	7,582	6,931
借入金利息	3,191	2,533
金利スワップ支払利息	5,106	4,716
役員取引等費用	546,643	544,994
支払為替手数料	114,760	113,923
その他の役員費用	431,883	431,070
その他業務費用	1,438,251	1,502,258
国債等債券売却損	159,357	955,081
国債等債券償還損	1,276,556	545,813
その他の業務費用	2,336	1,363
経費	6,497,221	5,973,636
人件費	3,760,542	3,752,421
物件費	2,494,391	2,014,540
税金	242,287	206,674
その他経常費用	234,348	314,102
貸倒引当金繰入額	—	224,687
貸出金償却	56,939	10,813
株式等売却損	20,030	148
株式等償却	—	320
金銭の信託運用損	3,880	—
その他の経常費用	153,496	78,131

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常利益	1,497,776	1,828,030
特別利益	—	530
固定資産処分益	—	530
特別損失	46,115	9,223
固定資産処分損	43,524	9,066
減損損失	2,590	157
税引前当期純利益	1,451,660	1,819,337
法人税、住民税及び事業税	10,074	10,074
法人税等調整額	△ 39,676	△ 35,177
法人税等合計	△ 29,602	△ 25,103
当期純利益	1,481,263	1,844,440
繰越金(当期首残高)	3,098,524	4,484,575
当期末処分剰余金	4,579,788	6,329,016

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	4,579,788	6,329,016
剰余金処分額	95,212	119,195
普通出資に対する配当金	95,212	119,195
繰越金(当期末残高)	4,484,575	6,209,820

財務諸表の適正性等の確認

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月4日

兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	4年～20年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を計しております。
9. 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
- 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,171百万円です。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から損益処理
----------	---

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分)	0.5114%

③補足説明

上記①の差引額的主要要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金93百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。))に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」[その他の役務収益]があります。受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。その他の役務収益は、投信取扱手数料や生保取扱手数料等の証券・保険販売業務に基づくもの等が含まれております。受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年を超えればありません。
16. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還としてそれぞれ計上しております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,959百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

なお、エネルギー価格や物価上昇等に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。

個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合に、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
20. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
21. 子会社等の株式又は出資金の総額 43百万円
22. 子会社等に対する金銭債権総額 一百万円
23. 子会社等に対する金銭債務総額 162百万円
24. 有形固定資産の減価償却累計額 11,023百万円
25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付契約によるもの)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,560百万円
危険債権額	14,167百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	7百万円
合計額	18,735百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,855百万円でありました。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	2,000百万円
有価証券	2,851百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	919百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4百万円及び敷金は30百万円でありました。

28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買取引による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,228百万円

29. 出資1口当たりの純資産額 6,587円67銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部を配置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本方針を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されており、また、

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引等であり、

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、7,294百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを実行しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えられておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当事業年度末の上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本中央銀行の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値の変動額は、1,133百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本中央銀行の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	157,051	156,111	△939
(2) 有価証券	252,063	252,057	△6
満期保有目的の債券	3,025	3,019	△6
其他有価証券(*2)	249,037	249,037	—
(3) 貸出金(*1)	314,177		
貸倒引当金(*3)	△3,883		
	310,293	312,178	1,884
金 融 資 産 計	719,408	720,347	938
(1) 預金積金(*1)	715,922	715,362	△560
金 融 負 債 計	715,922	715,362	△560
デリバティブ取引(*4)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
デリバティブ取引計	2	2	—

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*4) その他有価証券に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、「()」で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーポラル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32. から33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額、以下「貸出金計上額」という)。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)より算出されたスポットレートを適用しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	43
非上場株式(*1)	73
信金中央金庫出資金(*1)	4,125
組合出資金(*2)	1,836
合 計	6,078

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	82,000	44,300	25,000	—
有価証券(*2)	7,062	69,171	63,756	54,726
満期保有目的の債券	462	1,075	1,283	204
その他有価証券のうち満期があるもの	6,599	68,096	62,472	54,522
貸出金(*3)	55,514	104,314	65,748	63,498
合計	144,576	217,786	154,504	118,224

(*1) 預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
 (*2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
 (*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 主な有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	633,587	52,687	29,645	2
合計	633,587	52,687	29,645	2

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額		時価	差額
		貸借対照表計上額	時価		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—
	地方債	1,637	1,647	9	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	1,019	1,051	32	—
	小計	2,657	2,699	41	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—
	地方債	1,388	1,372	△16	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	3,452	3,280	△172	—
	小計	4,841	4,652	△188	—
合計		7,498	7,351	△146	—

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額		取得原価	差額
		貸借対照表計上額	取得原価		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—
	債券	18,688	18,314	374	—
	国債	530	512	18	—
	地方債	9,071	8,881	190	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	9,086	8,920	165	—
	その他	63,454	58,902	4,552	—
小計	82,143	77,216	4,926	—	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—
	債券	95,656	100,021	△4,365	—
	国債	7,411	8,042	△631	—
	地方債	23,001	24,557	△1,556	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	65,243	67,421	△2,178	—
	その他	71,238	74,973	△3,735	—
小計	166,894	174,995	△8,100	—	
合計		249,037	252,211	△3,174	—

33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	6,959	6	468
国債	5,762	6	166
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,196	—	302
その他	11,090	1,041	486
合計	18,050	1,048	955

34. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,426	1,408	17	17	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22.513百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,274百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位:百万円)	
税務上の繰越欠損金(注2)	375
貸倒引当金	1,253
減価償却超過額	291
土地の減損	131
賞与引当金	85
その他有価証券評価差額金	879
その他	180
繰延税金資産小計	3,198
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△257
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,565
評価性引当額小計(注1)	△2,823
繰延税金資産合計	374
繰延税金負債	
前払年金費用	37
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	37
繰延税金資産の純額	337

(注1) 評価性引当額が前年比1,195百万円減少しております。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和6年3月31日) (単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	84	274	—	—	—	375
評価性引当額	—	—	△241	—	—	△16	△257
繰延税金資産	—	84	33	—	—	—	117

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

37. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	4百万円
契約負債	11百万円

損益計算書の注記事項

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 6,314千円
 子会社との取引による費用総額 149,373千円
 3. 出資1口当たり当期純利益金額 384円21銭
 4. その他の経常収益は、兵庫県伴走支援補助金69,400千円などであります。
 5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,073,823千円であります。
 6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	7,285,729	7,587,390
資金運用収益	7,428,542	7,742,037
資金調達費用	142,813	154,646
役務取引等収支	594,100	606,099
役務取引等収益	1,140,743	1,151,093
役務取引等費用	546,643	544,994
その他業務収支	△ 499,922	△ 590,703
その他業務収益	938,329	911,554
その他業務費用	1,438,251	1,502,258
業務粗利益	7,379,908	7,602,786
業務粗利益率	1.00%	1.04%

- (注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度328千円、令和5年度318千円)を控除して表示しております。
 2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.01	1.06
資金調達原価率	0.93	0.86
総資金利鞘	0.07	0.19

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 394,042	709,416	315,374	△ 60,474	373,969	313,494
うち貸出金	△ 191,432	△ 45,037	△ 236,470	△ 87,907	35,473	△ 52,434
うち預け金	△ 39,025	52,945	13,920	△ 7,184	105,900	98,716
うち有価証券	168,043	371,954	539,998	113,975	165,272	279,247
支払利息	△ 11,596	△ 40,565	△ 52,161	△ 1,350	13,183	11,833
うち預金積金	△ 7,458	△ 43,056	△ 50,515	△ 354	13,225	12,871
うち借入金	△ 2,714	2,059	△ 655	△ 2,664	2,006	△ 658

- (注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。
 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	841	1,583
実質業務純益	841	1,615
コア業務純益	1,403	2,252
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,143	2,019

- (注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	735,082	729,098	7,428,542	7,742,037	1.01	1.06
うち貸出金	320,615	313,762	4,112,326	4,059,891	1.28	1.29
うち預け金	156,863	151,252	200,839	299,555	0.12	0.19
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	247,437	256,356	2,996,664	3,275,911	1.21	1.27
資金調達勘定	716,104	709,333	142,813	154,646	0.01	0.02
うち預金積金	711,655	709,786	134,843	147,715	0.01	0.02
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	6,098	1,006	3,191	2,533	0.05	0.25

- (注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度526百万円、令和5年度496百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度1,649百万円、令和5年度1,459百万円)及び利息(令和4年度328千円、令和5年度318千円)を、それぞれ控除して表示しております。
 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.19	0.24
総資産当期純利益率	0.19	0.24

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
人件費	3,760	3,752
物件費	2,494	2,014
事務費	1,360	895
固定資産費	305	304
事業費	109	112
人事厚生費	40	47
減価償却費	566	549
その他	111	105
税金	242	206
合計	6,497	5,973

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	382,129	391,215
うち有利息預金	300,491	311,889
定期性預金	327,262	316,340
定期預金	317,760	307,533
うち固定金利定期預金	317,678	307,457
うち変動金利定期預金	81	75
定期積金	9,502	8,806
その他	2,263	2,230
計	711,655	709,786
譲渡性預金	—	—
合計	711,655	709,786

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
定期預金	318,608	316,216
固定金利定期預金	318,523	316,135
変動金利定期預金	78	73
その他	7	7

預金科目別平残内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当座預金	44,788	42,932
普通預金	336,390	347,331
貯蓄預金	248	235
通知預金	701	714
定期預金	317,760	307,533
定期積金	9,502	8,806
別段預金	2,175	2,139
納税預金	87	91
合計	711,655	709,786

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
個人	530,912	540,614
一般法人	160,809	163,532
金融機関	1,560	259
公金	15,481	11,516
合計	708,765	715,922

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
財形貯蓄	140	142
財形年金貯蓄	28	23
合計	169	166

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	6,026	4,462
証書貸付	307,014	301,855
当座貸越	5,880	5,724
割引手形	1,693	1,719
合計	320,615	313,762

- (注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
貸出金	315,572	314,177
変動金利	177,903	178,183
固定金利	137,669	135,994

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
消費者ローン	5,162	4,891
住宅ローン	73,100	73,720
合計	78,262	78,611

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
当金庫預金積金	4,240	4,532
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	34,678	33,569
その他	—	—
計	38,919	38,102
信用保証協会・信用保険	102,437	99,901
保証	43,087	42,569
信用	131,128	133,603
合計	315,572	314,177

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
当金庫預金積金	1	1
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	17	15
その他	—	—
計	18	16
信用保証協会・信用保険	4	3
保証	82	77
信用	32	27
合計	137	126

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年3月末		令和6年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	145,497	46.1	145,720	46.3
運転資金	170,074	53.8	168,457	53.6
合計	315,572	100.0	314,177	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和5年3月末			令和6年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	499	20,615	6.5	473	19,729	6.2
農業、林業	6	155	0.0	7	82	0.0
漁業	13	60	0.0	11	46	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	175	0.0	2	193	0.0
建設業	1,114	31,133	9.8	1,050	31,316	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	9	0.0	1	8	0.0
情報通信業	37	816	0.2	35	875	0.2
運輸業、郵便業	127	6,788	2.1	119	4,723	1.5
卸売業、小売業	754	24,630	7.8	741	24,876	7.9
金融業、保険業	28	12,203	3.8	29	14,139	4.5
不動産業	1,000	71,347	22.6	1,032	73,168	23.2
物品賃貸業	10	1,171	0.3	10	1,106	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	128	2,274	0.7	117	2,267	0.7
宿泊業	17	4,142	1.3	17	4,153	1.3
飲食業	366	6,581	2.0	352	6,064	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	323	12,022	3.8	293	8,801	2.8
教育、学習支援業	36	468	0.1	37	850	0.2
医療、福祉	231	10,645	3.3	219	9,772	3.1
その他のサービス	234	8,864	2.8	248	12,405	3.9
小計	4,926	214,108	67.8	4,793	214,582	68.2
地方公共団体	13	22,892	7.2	13	20,744	6.6
個人	11,397	78,571	24.8	10,877	78,850	25.0
合計	16,336	315,572	100.0	15,683	314,177	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	44.5	43.8
期中平均預貸率	45.0	44.2

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
信金中央金庫	78	73
日本政策金融公庫	2	—
独)住宅金融支援機構	4,579	4,064
独)福祉医療機構	296	203
独)勤労者退職金共済機構	—	—
独)中小企業基盤整備機構	44	52
合計	5,001	4,392

一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

		令和5年3月末	令和6年3月末
一店舗あたり	預金	17,719 (17,791)	17,898 (17,744)
	貸出金	7,889 (8,015)	7,854 (7,844)

(注) ()内は期中の平均残高により算出したものです。

役職員一人あたりの預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

		令和5年3月末	令和6年3月末
役職員一人あたり	預金	1,492 (1,373)	1,482 (1,469)
	貸出金	664 (618)	650 (649)

(注) ()内は期中の平均残高により算出したものです。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

令和4年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	543	—	—	3,210	—	3,753
地方債	2,270	4,512	4,291	3,560	5,244	14,470	—	34,349
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,880	2,728	13,364	12,317	17,331	23,217	682	73,522
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	6,506	8,583	20,722	14,997	8,368	12,096	19,485	90,760
その他の証券	1,453	3,612	5,523	2,151	4,664	5,015	18,565	40,986

令和5年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	530	—	—	7,411	—	7,941
地方債	2,256	4,175	4,412	3,672	7,100	13,480	—	35,098
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,404	5,341	16,068	13,829	13,774	21,627	2,284	74,330
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	3,400	9,662	28,981	19,023	6,356	12,206	20,121	99,751
その他の証券	731	5,020	2,345	3,264	—	4,575	23,475	39,413

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	4,842	9,597
地方債	35,743	37,267
短期社債	3,062	723
社債	75,338	77,541
株式	215	116
外国証券	88,659	96,028
その他の証券	39,573	35,080
合計	247,437	256,356

預証率の期末値及び期中平均値

預証率 (単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預証率	33.64	35.48
期中平均預証率	34.76	36.11

- (注) 1.
$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,905	1,927	21	1,637	1,647	9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,522	1,572	49	1,019	1,051	32
	小計	3,427	3,499	71	2,657	2,699	41
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	386	386	△0	1,388	1,372	△16
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,497	3,397	△100	3,452	3,280	△172
	小計	3,884	3,783	△100	4,841	4,652	△188
合計	計	7,312	7,282	△29	7,498	7,351	△146

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	26,269	25,642	626	18,688	18,314	374
	国 債	543	515	27	530	512	18
	地 方 債	10,523	10,194	329	9,071	8,881	190
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	15,202	14,932	269	9,086	8,920	165
	そ の 他	45,827	43,753	2,073	63,454	58,902	4,552
小 計	72,096	69,396	2,700	82,143	77,216	4,926	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	83,064	85,938	△ 2,873	95,656	100,021	△ 4,365
	国 債	3,210	3,439	△ 228	7,411	8,042	△ 631
	地 方 債	21,533	22,359	△ 825	23,001	24,557	△ 1,556
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	58,320	60,139	△ 1,819	65,243	67,421	△ 2,178
	そ の 他	79,318	84,678	△ 5,359	71,238	74,973	△ 3,735
小 計	162,383	170,616	△ 8,233	166,894	174,995	△ 8,100	
合 計	234,480	240,013	△ 5,532	249,037	252,211	△ 3,174	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	43	43
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	73	73
信 金 中 金 出 資 金	3,155	4,125
組 合 出 資 金	1,580	1,836
合 計	4,852	6,078

公共債引受額

該当する取引はございません。

公共債窓口販売実績

該当する取引はございません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度					令和5年度				
取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
			益	損				益	損
2,204	2,224	20	20	△ 0	1,408	1,426	17	17	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

デリバティブ取引

金利関連取引

(単位:百万円)

		令和4年度				令和5年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	738	738	732	△ 6	682	682	684	2
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計				732	△ 6			684	2

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

該当する取引はございません。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	215

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」189百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」一百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはございませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	215

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」189百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」一百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはございませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は次のとおりです。

- ①確定給付企業年金制度(平成19年10月1日)
- ②確定拠出年金制度(平成19年10月1日)

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
退職給付債務(A)	2,201,706	2,176,926
年金資産(B)	2,522,736	2,828,566
前払年金費用(C)	△ 76,516	△ 133,152
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△ 244,514	△ 518,488
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和4年度	令和5年度
勤務費用(A)	377,003	371,199
利息費用(B)	—	—
期待運用収益(C)	△ 38,240	△ 37,841
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 58,921	△ 40,389
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	279,841	292,969

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和4年度	令和5年度
(1) 割引率	0.0%	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	

その他の経営指標

内国為替取扱高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
		金 額	金 額
振込・送金	仕向為替	629,552	691,100
	被仕向為替	757,786	796,876
代金取立	仕向為替	7,743	0
	被仕向為替	3,161	14

外国為替取扱高

該当する取引はございません。

外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	令和5年3月末	令和6年3月末
外貨建資産残高	107,161	112,409

会員数・出資金・配当率

(単位:人,百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
会 員 数	43,641	43,184	42,581	41,873	41,298
出 資 金	2,408	2,392	2,400	2,404	2,418
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年5%

職員数

(単位:人)

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
男性	314	304	289	277	271
女性	207	195	197	191	204
職員総数	521	499	486	468	475

自動機設置状況

(単位:台)

	令和5年3月末	令和6年3月末
店 内 A T M	76	76
店 外 A T M	17	17
合 計	93	93

(注) 店外ATMIには企業内CD1台を含んでおります。

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

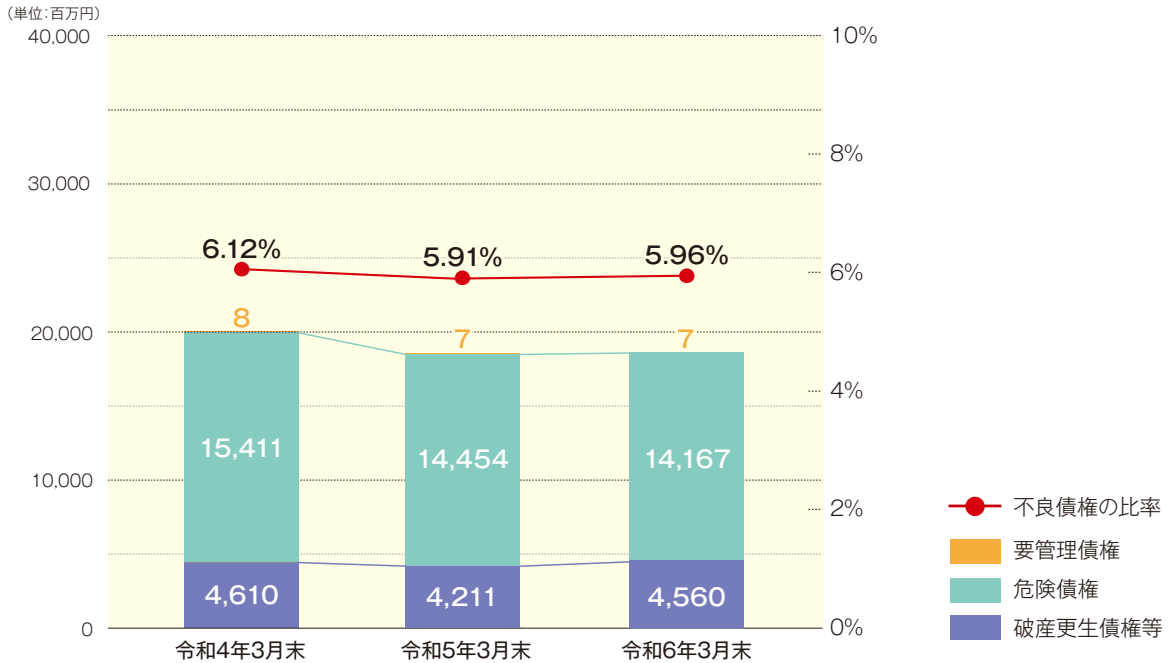
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破綻先、実質破綻先の債権）、危険債権（破綻懸念先の債権）、要管理債権（要注意先のうち、元本又は利息の支払が三月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権）の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いつても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は318億円に上っており、健全性については問題ありません。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年3月末	4,211	4,211	3,302	909	100.00	100.00
	令和6年3月末	4,560	4,560	3,459	1,100	100.00	100.00
危険債権	令和5年3月末	14,454	13,305	11,112	2,192	92.05	65.61
	令和6年3月末	14,167	13,143	10,981	2,161	92.77	67.84
要管理債権	令和5年3月末	7	0	0	0	0.00	0.00
	令和6年3月末	7	0	0	0	1.83	1.83
三月以上延滞債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—	—
	令和6年3月末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年3月末	7	0	0	0	0.00	0.00
	令和6年3月末	7	0	0	0	1.83	1.83
小計(A)	令和5年3月末	18,673	17,516	14,415	3,101	93.80	72.83
	令和6年3月末	18,735	17,703	14,440	3,262	94.49	75.98
正常債権(B)	令和5年3月末	297,167					
	令和6年3月末	295,840					
総与信残高(A)+(B)	令和5年3月末	315,840					
	令和6年3月末	314,575					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額のことです。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金のことです。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権のことです。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額のことです。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)のことです。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	603	613	—	603	613
	令和5年度	613	645	—	613	645
個別貸倒引当金	令和4年度	3,609	3,152	138	3,470	3,152
	令和5年度	3,152	3,314	31	3,121	3,314
合計	令和4年度	4,212	3,766	138	4,073	3,766
	令和5年度	3,766	3,959	31	3,734	3,959

貸出金償却の額

貸出金償却額

(単位:百万円)

令和4年度	56
令和5年度	10

子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社及び子法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託及びリース業務などの金融サービスを提供しております。

兵庫信用金庫

国内

本店ほか支店35店舗 出張所4店舗

子会社1社 兵信ビジネスサービス株式会社(金融機関事務集中業務受託他)

子法人等1社 兵信リース株式会社(リース業務)

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町一丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	100万円	100.0%	—%
兵信リース株式会社	姫路市増位新町一丁目16番地	リース業務	昭和63年11月16日	300万円	41.0%	—%

当金庫グループの事業の概況(連結)

預金については、流動性預金の増加が定期性預金の減少を上回り、期末残高で前連結会計年度比71億円、1.00%増加し7,158億円となりました。また、貸出金については、地公体貸出等の減少により、期末残高で前連結会計年度比13億円、0.44%減少し3,141億円となりました。

収支面では、資金利益の増加に加え、経費の減少等の影響に

より、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比400百万円、27.63%増加し、1,849百万円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.05ポイント上昇し10.91%となりました。

これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	9,678	9,435	9,301	10,355	10,311
連結経常利益	882	1,348	840	1,509	1,835
親会社株主に帰属する当期純利益	689	1,325	744	1,448	1,849
連結純資産額	30,186	34,570	33,378	27,851	31,975
連結総資産額	710,944	756,142	763,225	739,682	750,853
連結自己資本比率(%)	9.36	10.12	10.44	10.86	10.91

(注)連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
現金及び預け金	170,630	167,824
買入金銭債権	5,020	4,472
金銭の信託	2,224	1,426
有価証券	238,505	254,053
貸出金	315,572	314,177
その他資産	4,366	5,759
有形固定資産	6,601	6,496
建物	1,227	1,207
土地	4,564	4,548
リース資産	82	83
その他の有形固定資産	726	657
無形固定資産	149	131
ソフトウェア	100	94
リース資産	48	37
その他の無形固定資産	0	0
退職給付に係る資産	76	133
繰延税金資産	302	337
債務保証見返	137	126
貸倒引当金	△ 3,766	△ 3,959
資産の部合計	739,820	750,980

負債の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
預金積金	708,681	715,832
借入金	1,087	919
その他負債	1,073	1,118
賞与引当金	304	315
預金払戻損失引当金	38	46
偶発損失引当金	121	122
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	137	126
負債の部合計	711,969	719,004

純資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
出資金	2,404	2,418
利益剰余金	30,213	31,967
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	32,617	34,385
その他有価証券評価差額金	△ 5,512	△ 3,156
土地再評価差額金	746	746
評価・換算差額等合計	△ 4,765	△ 2,410
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	27,851	31,975
負債及び純資産の部合計	739,820	750,980

連結損益計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常収益	10,355,714	10,311,737
資金運用収益	7,425,881	7,740,176
貸出金利息	4,112,326	4,059,891
預け金利息	200,839	299,555
買入手形利息及びコールローン利息	4,749	-
有価証券利息配当金	2,994,003	3,274,050
その他の受入利息	113,962	106,678
役務取引等収益	1,134,706	1,145,039
その他業務収益	938,029	911,294
その他経常収益	857,096	515,227
貸倒引当金戻入益	307,799	-
償却債権取立益	127,290	122,305
その他の経常収益	422,005	392,922
経常費用	8,845,926	8,476,725
資金調達費用	193,140	154,963
預金利息	127,260	140,782
給付補填備金繰入額	7,582	6,931
借入金利息	3,191	2,533
その他の支払利息	5,106	4,716
役務取引等費用	546,643	544,994
その他業務費用	1,438,251	1,502,258
経費	6,482,322	5,960,141
その他経常費用	235,569	314,367
貸倒引当金繰入額	-	224,687
その他の経常費用	235,569	89,679
経常利益	1,509,787	1,835,012
特別利益	-	530
固定資産処分益	-	530
特別損失	88,650	9,223
固定資産処分損	43,524	9,066
減損損失	2,590	157
その他の特別損失	42,534	-
税金等調整前当期純利益	1,421,137	1,826,319
法人税、住民税及び事業税	12,017	12,369
法人税等調整額	△ 39,676	△ 35,177
法人税等合計	△ 27,659	△ 22,807
当期純利益	1,448,796	1,849,127
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,448,796	1,849,127

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
利益剰余金期首残高	28,859,277	30,213,464
利益剰余金増加高	1,448,796	1,849,127
親会社株主に帰属する当期純利益	1,448,796	1,849,127
利益剰余金減少高	94,609	95,208
配当金	94,609	95,208
利益剰余金期末残高	30,213,464	31,967,382

信用金庫法開示債権【連結】の状況

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,211	4,560
危険債権	14,454	14,167
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	7	7
小計(A)	18,673	18,735
正常債権(B)	297,167	295,840
総与信残高(A)+(B)	315,840	314,575

(注) 信用金庫法開示債権は、兵庫信用金庫の決算におけるものと同額です。
資料情報編15ページの信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の
保全・引当状況を参照ください。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭的信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~50年
その他 4年~20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業連関部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,171百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合給付型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出額に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △ 89,255百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.5289%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金96百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。))に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」(その他の役務収益)があります。受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、入金取立等の内為替業務に基づくものです。その他の役務収益は、投信窓販手数料や生保窓販手数料等の証券・保険販売業務に基づくもの等が含まれております。
受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

16. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還額としてそれぞれ計上しております。
18. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,959百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。
 当金庫の貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。
 なお、エネルギー価格や物価上昇等に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。
 個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
 20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
 21. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く) 80百万円
 22. 有形固定資産の減価償却累計額 11,031百万円

23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は「連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,560百万円
危険債権額	14,167百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	7百万円
合計額	18,735百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者の経営破綻の状態は至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(令和4年3月17日)」に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,855百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	2,000百万円
有価証券	2,851百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	919百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は4百万円及び敷金は30百万円あります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,228百万円

27. 出資1口当たりの純資産 6,610円94銭
28. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
 当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 当金庫グループは、「リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本方針を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理
 当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。
 これらの信用管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事會を開催し、審議・報告を行っております。
 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
 当金庫グループは定期的な金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
 定期的な企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
 (ii) 為替リスクの管理
 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により変化するリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
 このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報
 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引等であり、
 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。
 当金庫グループのVaRは分散共分散法(分析期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、7,294百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックステイティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当連結会計年度末の上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値の変動額は、1,133百万円増加するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該金額が異なることもあります。
 なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項
 令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(*1)	167,824	166,884	△939
(2) 有価証券	252,063	252,057	△6
満期保有目的の債券	3,025	3,019	△6
その他有価証券(*2)	249,037	249,037	—
(3) 貸出金(*1)	314,177	—	—
貸倒引当金(*3)	△3,883	—	—
	310,293	312,178	1,884
金 融 資 産 計	730,181	731,120	938
(1) 預金積金(*1)	715,832	715,272	△560
金 融 負 債 計	715,832	715,272	△560
デリバティブ取引(*4)	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
デリバティブ取引計	2	2	—

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
 (*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 (*4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
 金融資産
 (1) 現金及び預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーラブル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。
 (2) 有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。

(3) 貸出金
 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしており、また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)より算出されたスポットレートを採用しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	80
非上場株式(*1)	73
信金中央金庫出資金(*1)	4,125
組合出資金(*2)	1,836
合計	6,114

(*1) 関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(*1)	82,000	44,300	25,000	—
有価証券(*2)	7,062	69,171	63,756	54,726
満期保有目的の債券	462	1,075	1,283	204
その他の有価証券のうち満期があるもの	6,599	68,096	62,472	54,522
貸出金(*3)	55,514	104,314	65,748	63,498
合計	144,576	217,786	154,504	118,224

(*1) 現金及び預け金のうち、現金及び当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 主な有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	633,497	52,687	29,645	2
合計	633,497	52,687	29,645	2

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

- 30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,637	1,647	9
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,019	1,051	32
	小計	2,657	2,699	41
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,388	1,372	△16
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,452	3,280	△172
	小計	4,841	4,652	△188
合計		7,498	7,351	△146

その他の有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	18,688	18,314	374
	国債	530	512	18
	地方債	9,071	8,881	190
	短期社債	—	—	—
	社債	9,086	8,920	165
	その他	63,454	58,902	4,552
	小計	82,143	77,216	4,926
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	95,656	100,021	△4,365
	国債	7,411	8,042	△631
	地方債	23,001	24,557	△1,556
	短期社債	—	—	—
	社債	65,243	67,421	△2,178
	その他	71,238	74,973	△3,735
	小計	166,894	174,995	△8,100
合計		249,037	252,211	△3,174

- 31. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	6,959	6	468
国債	5,762	6	166
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,196	—	302
その他	11,090	1,041	486
合計	18,050	1,048	955

- 32. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,426	1,408	17	17	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,513百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,274百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び貸付金に連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越及び貸付金に連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
退職給付債務	△2,177
年金資産(時価)	2,828
未積立退職給付債務	651
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△518
未認識過去勤務費用(債務の減額)	—
連結貸借対照表計上額の純額	133
退職給付に係る資産	133
退職給付に係る負債	0

- 35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	1百万円
顧客との契約から生じた債権	4百万円
契約負債	11百万円

連結損益計算書の注記事項

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額385円20銭
- 3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却10,813千円を含んでおります。
- 4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、1,073,768千円です。
- 5. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,418百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は10.88%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第10次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、(金庫の現況)31ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

信用リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況)10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的な角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務取扱マニュアル」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないように、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内の取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適合格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補充の充分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況) 10ページ「リスク管理体制」をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
スプレッドは考慮しておりません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はございません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。
 Δ NIIは資産構成の見直し等により前期末から増加いたしました。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト (Δ EVE/自己資本) は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4% (国内基準) を確保できる水準となっております。
- (2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ① 金利ショックに関する説明
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,415	34,155
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,404	2,418
うち、利益剰余金の額	30,106	31,856
うち、外部流出予定額(△)	95	119
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	735	767
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	735	767
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,184	34,922
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	94
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	94
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	55	96
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	162	190
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,022	34,732
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,466	304,370
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△664	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	760	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,435	14,820
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	304,901	319,191
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.83%	10.88%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,466	11,618	304,370	12,174
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	261,598	10,463	269,836	10,793
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	40	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,070	42	1,151	46
地方三公社向け	363	14	348	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,762	1,630	47,056	1,882
法人等向け	93,496	3,739	93,719	3,748
中小企業等向け及び個人向け	51,999	2,079	52,043	2,081
抵当権付住宅ローン	5,381	215	5,177	207
不動産取得等事業向け	42,061	1,682	40,725	1,629
三月以上延滞等	580	23	636	25
取立未済手形	35	1	77	3
信用保証協会等による保証付	1,695	67	1,632	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,091	283	7,865	314
出資等のエクスポージャー	7,091	283	7,865	314
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,000	680	19,362	774
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,180	167	6,068	242
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	1,082	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,444	417	12,211	488
② 証券化エクスポージャー	1,050	42	1,524	60
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	1,050	42	1,524
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,947	1,037	29,581	1,183
ルック・スルー方式	25,947	1,037	29,581	1,183
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	760	30	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2,534	101	3,428	137
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,435	577	14,820	592
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	304,901	12,196	319,191	12,767

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債 券				デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	国 内		国 外		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	41,813	41,127	23,125	22,195	17,395	17,933	1,293	999	—	—	46	87
農 業、林 業	161	88	161	88	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	279	250	279	250	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	176	194	176	194	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	40,843	40,467	39,477	38,915	1,366	1,552	—	—	—	—	167	125
電気・ガス・熱供給・水道業	5,968	6,004	24	22	5,747	5,782	197	199	—	—	—	—
情報通信業	1,903	2,020	953	1,065	950	954	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	13,997	11,947	6,901	4,784	6,896	6,566	199	596	—	—	184	136
卸売業、小売業	30,150	30,216	26,251	26,368	3,898	3,847	—	—	—	—	210	216
金融業、保険業	226,181	236,925	12,885	14,850	11,261	12,815	36,267	41,994	8,446	11,427	—	—
不動産業	80,336	81,799	73,776	75,425	6,560	6,373	—	—	—	—	54	68
物品賃貸業	1,476	1,410	1,476	1,410	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,592	3,372	2,592	3,372	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4,149	4,156	4,149	4,156	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7,901	7,386	7,901	7,386	—	—	—	—	—	—	146	137
生活関連サービス業、娯楽業	17,087	10,631	17,087	10,631	—	—	—	—	—	—	48	19
教育、学習支援業	754	1,120	754	1,120	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	12,029	11,091	11,834	10,898	194	193	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	8,374	14,287	8,374	14,287	—	—	—	—	—	—	—	18
国・地方公共団体等	92,691	96,640	22,892	20,744	53,052	56,984	15,482	17,697	—	—	—	—
個人	77,074	76,026	77,074	76,026	—	—	—	—	—	—	200	196
その他	51,453	52,587	—	—	4,301	4,367	17,835	18,143	—	—	—	—
業種別合計	717,399	729,755	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	1,057	1,005
1年以下	134,220	128,825	46,263	39,762	6,150	3,661	6,506	3,400	—	—	—	—
1年超3年以下	66,189	83,065	26,927	27,307	7,240	9,516	8,583	9,662	437	2,280	—	—
3年超5年以下	71,284	88,476	28,468	28,483	18,199	21,011	20,722	28,981	893	—	—	—
5年超7年以下	90,342	93,822	52,467	49,296	15,877	17,502	14,997	19,023	—	—	—	—
7年超10年以下	89,109	95,436	37,074	43,084	22,576	20,875	8,368	6,356	6,090	8,120	—	—
10年超	177,570	180,974	122,549	125,220	40,897	42,519	12,096	12,206	1,026	1,027	—	—
期間の定めのないもの	88,683	59,155	24,398	21,042	682	2,284	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	717,399	729,755	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	234	203	15	△ 31	—	—
農 業、林 業	0	—	△ 4	△ 0	—	—
漁 業	3	2	△ 0	△ 0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	93	74	△ 17	△ 19	52	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	6	△ 8	△ 0	—	—
運輸業、郵便業	1,071	103	△ 46	△ 968	—	—
卸売業、小売業	176	177	△ 32	0	3	—
金融業、保険業	7	5	△ 132	△ 1	—	—
不動産業	531	586	△ 254	54	—	8
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	31	28	△ 14	△ 2	—	—
宿泊業	159	159	—	—	—	—
飲食業	109	86	27	△ 23	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	384	388	16	3	—	—
教育、学習支援業	3	2	△ 0	△ 0	—	—
医療、福祉	44	204	18	160	—	—
その他のサービス	52	1,076	△ 100	1,023	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	189	156	78	△ 33	0	0
その他	51	51	—	—	—	—
業種別合計	3,152	3,314	△ 457	161	56	10

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	159,868	—	158,931
10%	—	28,057	—	28,245
20%	37,084	199,125	51,279	203,832
35%	—	15,375	—	14,791
50%	55,785	1,416	48,346	1,250
75%	—	65,893	—	65,287
100%	10,296	117,409	9,897	121,673
150%	—	187	—	320
200%	—	—	—	—
250%	3,400	—	5,000	—
1250%	—	—	—	—
合計	106,566	587,334	114,523	594,332

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,409	5,311	25,378	27,427	-	-

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	14	8
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	14	8

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派生商品取引合計	8,446	11,427	8,446	11,427
外国為替関連取引	-	-	-	-
金利関連取引	8,446	11,427	8,446	11,427
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	8,446	11,427	8,446	11,427

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る三月以上延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
証券化エクスポージャーの額	4,200	4,472
金銭信託	—	—
貸出債権	1,106	731
住宅ローン	3,093	2,953

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引
15～50%未満	3,497	—	3,684	—	27	—	29	—
50～100%未満	702	—	—	—	14	—	—	—
100～250%未満	—	—	787	—	—	—	31	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,999	2,999	3,623	3,623
非上場株式等	4,092	—	5,029	—
合計	7,091	2,999	8,653	3,623

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	287	235
売却損	20	0
償却	—	0

※損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、且つ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	△157	76

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	53,335	52,418
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	15,003	15,692	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	98	21				
3	スティープ化	12,333	12,816						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	15,003	15,692	98	21				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	34,732		33,022					

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,522	34,266
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,404	2,418
うち、利益剰余金の額	30,213	31,967
うち、外部流出予定額(△)	95	119
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	735	767
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	735	767
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,291	35,033
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	95
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	95
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	55	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	162	190
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,128	34,843
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,505	304,408
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△664	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	760	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,415	14,804
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	304,920	319,212
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.86%	10.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,505	11,620	304,408	12,176
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	261,637	10,465	269,874	10,794
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	40	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,070	42	1,151	46
地方三公社向け	363	14	348	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,762	1,630	47,056	1,882
法人等向け	93,496	3,739	93,719	3,748
中小企業等向け及び個人向け	51,999	2,079	52,043	2,081
抵当権付住宅ローン	5,381	215	5,177	207
不動産取得等事業向け	42,061	1,682	40,725	1,629
三月以上延滞等	580	23	636	25
取立未済手形	35	1	77	3
信用保証協会等による保証付	1,695	67	1,632	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,091	283	7,901	316
出資等のエクスポージャー	7,091	283	7,901	316
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,039	681	19,364	774
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,180	167	6,068	242
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	1,082	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,483	419	12,213	488
② 証券化エクスポージャー	1,050	42	1,524	60
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,050	42	1,524	60
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,947	1,037	29,581	1,183
ルック・スルー方式	25,947	1,037	29,581	1,183
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	760	30	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2,534	101	3,428	137
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,415	576	14,804	592
ハ.連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	304,920	12,196	319,212	12,768

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	国 内		国 外		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	40,228	41,127	23,687	22,195	17,395	17,933	1,293	999	-	-	46	87
農 業、林 業	540	88	540	88	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	279	250	279	250	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	176	194	176	194	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	40,843	40,467	39,477	38,915	1,366	1,552	-	-	-	-	167	125
電気・ガス・熱供給・水道業	5,968	6,004	24	22	5,747	5,782	197	199	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,903	2,020	953	1,065	950	954	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	13,997	11,947	6,901	4,784	6,896	6,566	199	596	-	-	184	136
卸 売 業、小 売 業	30,150	30,216	26,251	26,368	3,898	3,847	-	-	-	-	210	216
金 融 業、保 険 業	226,181	236,925	12,885	14,850	11,261	12,815	36,267	41,994	8,446	11,427	-	-
不 動 産 業	80,336	81,799	73,776	75,425	6,560	6,373	-	-	-	-	54	68
物 品 賃 貸 業	1,476	1,410	1,476	1,410	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,592	3,372	2,592	3,372	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	4,149	4,156	4,149	4,156	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	7,901	7,386	7,901	7,386	-	-	-	-	-	-	146	137
生活関連サービス業、娯楽業	17,087	10,631	17,087	10,631	-	-	-	-	-	-	48	19
教 育、学 習 支 援 業	754	1,120	754	1,120	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	12,029	11,091	11,834	10,898	194	193	-	-	-	-	-	-
その 他 の サ ー ビ ス	8,374	14,287	8,374	14,287	-	-	-	-	-	-	-	18
国・地方公共団体等	92,691	96,640	22,892	20,744	53,052	56,984	15,482	17,697	-	-	-	-
個 人	77,074	76,026	77,074	76,026	-	-	-	-	-	-	200	196
そ の 他	51,492	52,625	-	-	4,301	4,367	17,835	18,143	-	-	-	-
業種別合計	717,437	729,794	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	1,057	1,005
1 年 以 下	134,220	128,825	46,263	39,762	6,150	3,661	6,506	3,400	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	66,189	83,065	26,927	27,307	7,240	9,516	8,583	9,662	437	2,280	-	-
3 年 超 5 年 以 下	71,284	88,476	28,468	28,483	18,199	21,011	20,722	28,981	893	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	90,342	93,822	52,467	49,296	15,877	17,502	14,997	19,023	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	89,109	95,436	37,074	43,084	22,576	20,875	8,368	6,356	6,090	8,120	-	-
1 0 年 超	177,570	180,974	122,549	125,220	40,897	42,519	12,096	12,206	1,026	1,027	-	-
期間の定めのないもの	88,722	59,194	24,398	21,042	682	2,284	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	717,437	729,794	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

資料情報編24ページをご参照ください。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	159,868	-	158,931
10%	-	28,057	-	28,245
20%	37,084	199,125	51,279	203,832
35%	-	15,375	-	14,791
50%	55,785	1,416	48,346	1,250
75%	-	65,893	-	65,287
100%	10,296	117,448	9,897	121,711
150%	-	187	-	320
200%	-	-	-	-
250%	3,400	-	5,000	-
1250%	-	-	-	-
合 計	106,566	587,373	114,523	594,370

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

資料情報編25・26ページをご参照ください。

出資等エクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

手数料一覧

(令和6年6月末現在) ※下記手数料には10%の消費税が含まれています。

為替手数料						
種 類			当金庫		他行宛	
			同一店宛	本支店宛	電信	
振 込	窓口扱い	5万円未満	110円	220円	550円	
		5万円以上	220円	440円	770円	
	ATM(現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・ 労金・農協・漁協系統キャッシュカード)	5万円未満	110円	110円	385円	
		5万円以上	220円	330円	550円	
	ATM(当金庫キャッシュカード)	5万円未満	無 料	110円	165円	
		5万円以上	無 料	220円	330円	
	総合振込(振込依頼書・MT・FD)	5万円未満	110円	220円	550円	
		5万円以上	220円	440円	770円	
	給与・ 賞与振込 (振込依頼書・ MT・FD)	・別途、給与振込に関する協定書の締結が必要で ・法人インターネットバンキング及びファームバンキング ご利用のお客様は下記、法人インターネットバンキング 及びファームバンキングと同一料金です	5万円未満	無 料	220円	550円
			5万円以上	無 料	440円	770円
	・法人インターネットバンキング(※法人のお客様) ・ファームバンキング	5万円未満	無 料	110円	385円	
		5万円以上	無 料	330円	550円	
	・法人インターネットバンキング・ファームバンキング (※個人・個人事業主のお客様) ・個人インターネットバンキング	5万円未満	無 料	110円	165円	
		5万円以上	無 料	220円	330円	
振込じょうず(定額自動振込)	5万円未満	無 料	110円	385円		
	5万円以上	無 料	330円	550円		
代金 取立	電子交換		1通につき 440円			
	個別取立(至急扱) (電子交換所に不参加の手形・小切手など郵送対応が必要なもの含む)		1通につき 1,100円			
その他	不渡手形・小切手返却料		1通につき	880円		
	取立手形組戻料		1通につき	880円		
	振込・送金の組戻料		1件につき	880円		
	振込じょうず(定額自動振込)取扱		振込の都度	110円		

電子記録債権サービス					
種 類		インターネット扱い		窓口扱い	
月間基本手数料		1,100円		2,200円	
種 類		インターネット受付		窓口受付	
		当金庫	他行	当金庫	他行
発生記録	債務者請求方式	220円	330円	330円	440円
	債権者請求方式	220円	330円	330円	440円
譲渡記録・分割譲渡記録		220円	330円	330円	440円
でんさい割引		110円	220円	110円	220円
開示(書面)	特例開示	—		3,300円	
	残高の開示(都度発行方式)	—		4,400円	
	残高の開示(定例発行方式)	—		2,200円	
保証記録		110円		220円	
変更記録	発生記録以外の記録(無)	110円		220円	
	発生記録以外の記録(有)	—		2,200円	
支払等記録		110円		220円	
支払不能情報照会		—		3,300円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		—		1,650円	
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書		—		1,650円	
特定記録機関変更記録		3,399円		3,399円	

ATM利用手数料												
利用時間帯		取引種類	当金庫のカード	当金庫の通帳	他信用金庫カード	提携都銀・地方銀行・農協・漁協システムカード	第二地銀・信用組合・労働金庫カード	信託銀行カード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード		
平日	8:00 ~ 8:45	入金	無料	無料	110円	—	220円	—	220円	—		
		出金	110円	110円		—		220円		220円	—	220円
		振込		—								
	8:45 ~ 18:00	入金	無料	無料	無料	—	110円	—	110円	—		
		出金	無料	無料		—		110円		110円	—	—
		振込		—								
	18:00 ~ 21:00	入金	無料	無料	110円	—	220円	—	220円	—		
		出金	110円	110円		—		220円		220円	—	220円
		振込		—								
土曜日	9:00 ~ 14:00	入金	無料	無料	無料	—	110円	—	110円	—		
		出金		無料		—		110円		110円	—	—
		振込		—								
	14:00 ~ 19:00	入金	無料	無料	110円	—	220円	—	220円	—		
		出金	110円	110円		—		220円		220円	—	220円
		振込		—								
祝日・曜日	9:00 ~ 19:00	入金	無料	無料	110円	—	220円	—	220円	—		
		出金	110円	110円		—		220円		220円	—	220円
		振込		—								

その他の手数料							
種類		手数料		種類		手数料	
異議申立手続き		1件	3,300円	アンサー契約	1ヵ月	550円	
自己宛小切手の発行		1枚	550円	ファームバンキング(FB)	1ヵ月	1,100円 3,300円	
小切手用紙	署名判印刷なし	1冊	1,100円	個人インターネットバンキング		無料	
	署名判印刷あり	1冊	1,210円	法人インターネットバンキング		1ヵ月	1,100円 2,200円
約束手形用紙	署名判印刷なし	1冊	1,100円	夜間金庫利用料	1年	52,800円	
	署名判印刷あり	1冊	1,210円	夜間金庫入金帳	1冊	5,500円	
為替手形用紙		1冊	1,100円	国債口座管理	1年	1,320円	
残高証明書		1部	550円	貸金庫	1年	5,280円~26,400円	
取引履歴明細表の発行		1部	550円	株式払込	16.50 10,000 ~ 27.50 10,000		
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行		1件	1,100円				

第19回お客さま満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

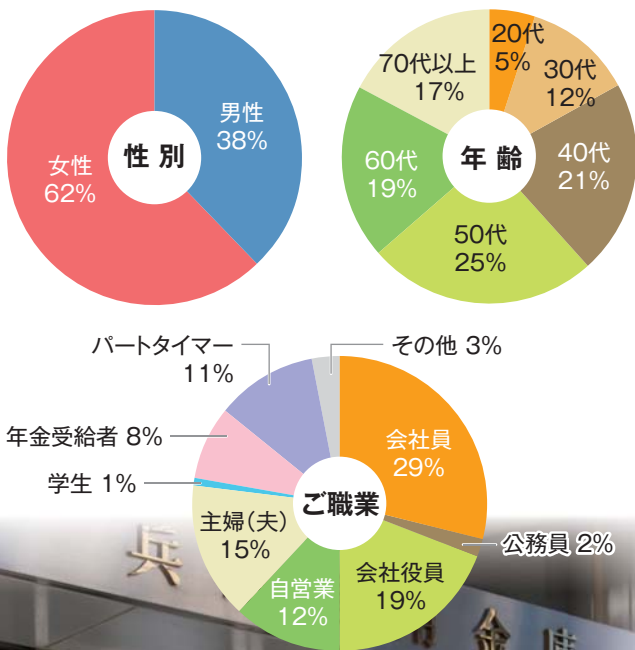
過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力頂きました「お客さま満足度調査」の結果につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客さまに愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

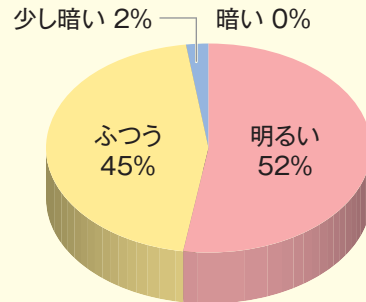
■アンケート実施内容

- ①実施日 令和6年2月26日(月)～令和6年3月18日(月)
- ②対象者 アンケート数 2,500先
回答数 2,497先(回答率 99.88%)
(会員のお客さま 1,066先)
(一般のお客さま 1,431先)
- ③調査方法 店頭および渉外係持参による調査を実施

■回答者の属性

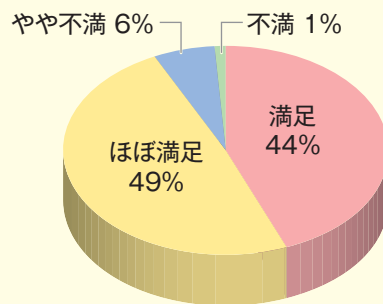


Q1 総合的な店舗の雰囲気・印象はいかがですか



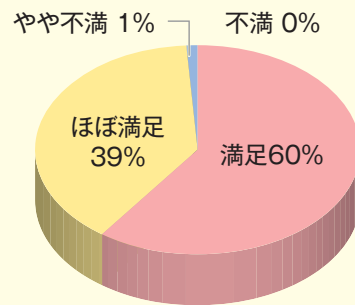
「明るい」「ふつう」で97%のご回答をいただきました。今後ともより一層ご満足いただけますように清潔で明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口の待ち時間はいかがですか



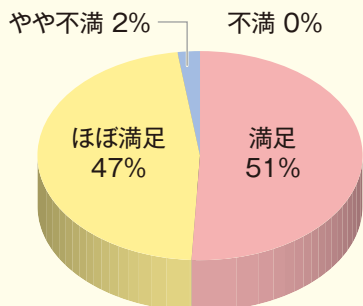
93%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、より一層「満足」のご回答をいただけるよう努めてまいります。

Q3 窓口係や電話での対応は親切で、言葉遣いは丁寧ですか



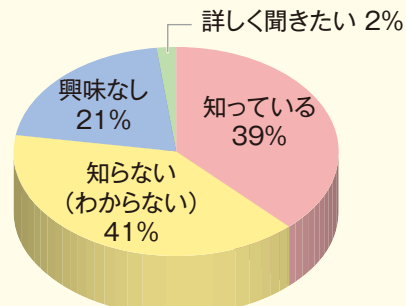
「満足」「ほぼ満足」で99%のご回答をいただきました。金庫の顔となる窓口、電話対応につきましてはご満足いただけますよう引き続きCSの向上に努めてまいります。

Q4 渉外担当者はお客さまのご要望に沿った商品提案を行っていますか



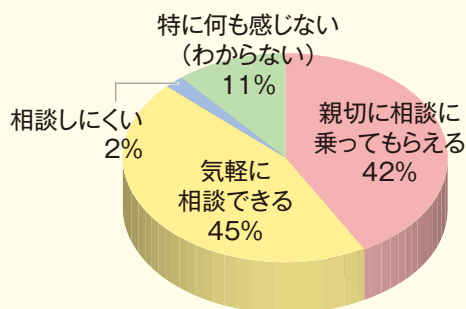
各種商品の充実を図り、お客さまのご要望に沿った提案ができるように、より一層積極的に取り組んでまいります。

Q7 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか



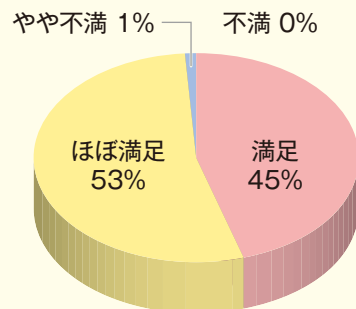
資金ニーズにお応えするだけでなく、事業拡大や経営上の問題など様々な相談事案にもお応えできるよう体制整備していることをPR、周知に努めてまいります。

Q5 ご融資の申込みや返済条件等のご相談に対する印象はどうか



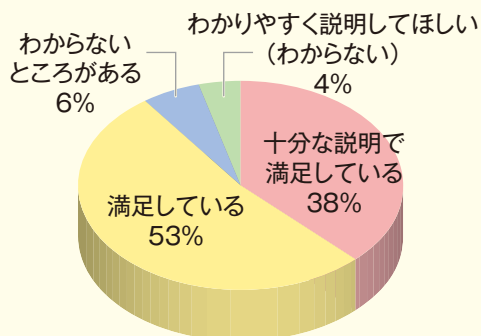
「親切に」「気軽に」相談できる印象があると87%の方々からご回答いただいています。引き続きお客さまのニーズ、要望に応え支援できる体制整備に努めてまいります。

Q8 当金庫との取引全般について



98%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。引き続きご満足いただけるように日々の業務に努めてまいります。

Q6 ご融資・各種ローンの申込にあたり、商品内容や融資条件の説明についてどう思われますか



融資商品、融資条件については丁寧かつ分かり易い説明を心掛けていますが、「わからない」「わかりやすい説明希望」が10%あり、引き続き、改善に努めてまいります。

アンケート調査の中で、お客さまからの貴重なご意見・ご要望等を96件いただき、誠にありがとうございました。

アンケートに対するみなさまのご回答結果を含め、ご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客さまにご満足頂ける信用金庫であるように努めてまいります。



HYOSHIN

<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>